

# 危険物施設の 消火器の規格改正

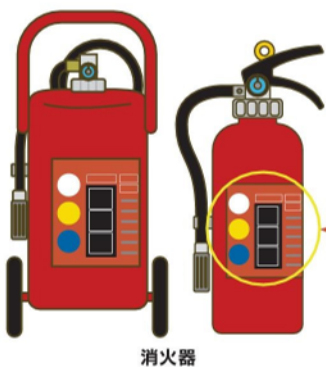
消火器の規格について定められた基準（規格省令）の一部改正により  
**安全上の注意事項の表示が義務付けられました。**  
(平成23年1月1日改正)

改正

近年、古い消火器を操作、廃棄処理しようとした際に消火器が破裂し、ケガをする事故が発生しています。この事故防止対策として、ガソリンスタンドやタンクローリーなどの**危険物施設の消火器**にも安全上の注意事項等を表示することが義務付けられました。これにより、旧規格の消火器は使えなくなるため、新規格の消火器を設置する必要がありますので、計画的に**交換**をお願いします。

## どう変わったの？

新規格の消火器には、標準的な使用期限や火災の種別に応じた**絵表示**等が本体に表示されています。



消火器

### 標準的な使用期間又は使用期限

標準仕様期限  
2021年まで

1. 安全栓を引き抜く
2. ホースをはずし  
火災に向ける
3. レバーを強くにぎる

### 業務用消火

#### 粉末ABC消火器 (蓄圧式)

製造年	2011年
型式番号	消第23~101号
能力単位	A-3・B-7・C
放射距離	3~5m(+20℃)
放射時間	約15S(+20℃)
消火器の区別	蓄圧的

使用時の安全な取扱いに関する事項  
維持管理上の適切な設置場所に関する事項  
点検に関する事項  
点検期間・副任点検等に関する事項  
廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

株式会社○○○○

「業務用」、「住宅用」の区分  
※危険物施設には「業務用」を使用してください。

「加圧式」「蓄圧式」の区分

### 取扱い上の注意事項の表記

- 使用時の安全な取扱いに関する事項
- 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 点検に関する事項
- 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

### 消火器が適用する 火災の絵表示

- 「普通火災」
- 「油火災」
- 「電気火災」

部分が、今回の規格省令の一部改正で新たに表示が義務付けられました

## 旧規格の消火器はいつから使えなくなるの？

旧規格の消火器は、**平成34年1月1日から設置できなくなります。**

※規格省令の一部改正により、既に型式の承認を受けている機器の形状等が規格に適合しなくなり効力を失うためです。



## 交換するときに届出は必要なの？

同等品に交換する場合は消防署への届出等は必要ありません。ただし、設置本数を減らすときや能力単位の異なる消火器を設置する場合は、下記の管轄消防署にお問い合わせください。



お問い合わせ先

予防部査察規制課	中央区南4条西10丁目	TEL215-2050
中央消防署	中央区南4条西10丁目	TEL215-2120
北消防署	北区北24条西8丁目	TEL737-2100
東消防署	東区北24条東17丁目	TEL781-2100
白石消防署	白石区南郷通6丁目北	TEL861-2100
厚別消防署	厚別区厚別中央1条5丁目	TEL892-2100

豊平消防署	豊平区月寒東1条8丁目	TEL852-2100
清田消防署	清田区平岡1条1丁目	TEL883-2100
南消防署	南区真駒内幸町1丁目	TEL581-2100
西消防署	西区発寒10条4丁目	TEL667-2100
手稲消防署	手稲区手稲本町2条5丁目	TEL681-2100

